

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定等の公営企業の基盤強化の取組を進めていくことが求められます。併せて、減価償却費等を含むすべてのコストを「見える化」し、正確な損益計算を行うことにより、収益構造の分析や経費削減等の経営改善につなげていくことも求められます。これらの取組を進めていくためには、公営企業会計を適用することにより得られる情報が必須となります。

このことを踏まえ、これまで、公営企業会計の適用を推進するため「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知)等により、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。)、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。)及び簡易水道事業(以下「重点事業」という。)について、令和5年度までに公営企業会計を適用するよう要請してきたところです。これを踏まえた地方公共団体における取組の結果、多くの団体において、取組に進捗が見られるものの、一部の団体において、取組が完了していない状況です。また、重点事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)についても、令和5年度までにできる限り公営企業会計を適用するよう要請してきたところですが、団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、より一層取組を推進する必要があります。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の事項に御留意の上、公営企業会計の適用について、適切に取り組まれるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

記

1. 適用推進の対象事業について

(1) 重点事業

重点事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、当該事業を経営する地方公共団体においては、早急に公営企業会計を適用することが必要である。

ただし、以下のいずれかを満たす事業については、この限りではない。

ア 既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業(※)

イ 災害対応その他の理由により、公営企業会計の適用が著しく困難な事業

※ 令和7年度からは、統合・廃止する旨を公表していることを要件とする予定であるので御留意いただきたい。

(2) その他の事業

その他の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、当該事業を経営する地方公共団体においては、できる限り公営企業会計を適用する必要がある。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に適用を検討することが重要である。なお、上記(1)のア又はイに該当する事業については、この限りではない。

2. 支援措置について

総務省においては、各地方公共団体において公営企業会計の適用が円滑に推進されるよう、以下の支援措置を講じている。

(1) 地方財政措置

① 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。重点事業については、その元利償還金に対し、普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出の対象とした上で、当該繰出に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和10年度まで）。

② 都道府県が行う市区町村への支援に係る地方財政措置

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和10年度まで）。

③ 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置
資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の計算方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている（重点事業は令和7年4月1日までに適用する事業、その他の事業は令和11年4月1日までに適用する事業を対象とする。）。

(2) アドバイザー派遣の実施

地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」（地方公共団体金融機構との共同事業）については、令和6年度も引き続き実施することとしている。アドバイザーの派遣経費は地方公共団体金融機構が負担することとしており、各地方公共団体においては積極的に活用いただきたい。

また、都道府県の市区町村財政担当部局においては、アドバイザーに関する助言など、本事業の活用が図られるように積極的に対応いただきたい。

(3) 公営企業会計適用後の会計業務に係る Q&A 集

公営企業会計適用後の地方公共団体の事務負担及び費用負担の軽減を図るため、総務省において収集した質疑等を会計処理に係る Q&A 集並びに予算書及び決算書に係るチェックリストとして、公表しているので参考とされたい。

3. 地方財政措置等の要件化について

以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件に加えるので、御留意いただきたい。

(1) 高資本費対策及び高料金対策に係る地方交付税措置

公営企業会計の適用は、「経営の見える化」による経営基盤の強化のための必要な取組であり、企業として当然に実施すべき経営努力であるため、下水道事業における高資本費対策及び簡易水道事業における高料金対策に係る地方交付税措置について、重点事業は令和6年度決算に基づく算定（令和8年度分算定）から公営企業会計の適用を要件にする予定であること。ただし、1(1)のア又はイに該当する事業はこの限りではない。

(2) 資本費平準化債の同意又は許可

資本費平準化債は、企業債の償還期間と資産の減価償却期間の差により生ずる資金不足を解消するための公営企業債であり、発行可能額の計算に当たり減価償却費をベースにしている。そのため、法非適用企業においては、正確な発行可能額を計算することができないことから、資本費平準化債の同意又は許可について、重点事業は令和7年度から、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件にする予定であること。ただし、1(1)のア又はイに該当する事業はこの限りではない。

4. 都道府県の取組について

市区町村における公営企業会計の適用をより一層推進するためには、都道府県の支援が必要不可欠である。そのため、各都道府県においては、市区町村が円滑に公営企業会計の適用を進めることができるよう、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、以下の取組を引き続き積極的に実施されたい。なお、具体的な役割分担は、各都道府県の実情に応じ定められたいが、基本的には、市区町村財政担当部局が取りまとめを担い、公営企業を経営する部局及び各事業法に基づく事務を所管する部局が専門的見地から必要な連携を行うことを想定している。

(1) 連絡会議等（都道府県内の市区町村の取組を支援するためのプラットフォーム）の設置

都道府県内の市区町村の取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を目的として、都道府県及び都道府県内の全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置すること。

(2) 研修会の開催等

市区町村が知見の習得を支援するための研修会を開催するとともに、他の関係機関が開催する研修等を市区町村に対して周知すること。

併せて、公営企業会計を適用した事業に対しても財務諸表作成の支援をするなどの必要なフォローアップを行うこと。

なお、その際、「経営・財務マネジメント強化事業」を活用することが有効であるため、積極的に活用いただきたい。

(3) 事務や発注等の共同化の推進

事務の効率化により市区町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の事務、その発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市区町村による共同化を推進すること。

5. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

経営の機動性・自由度の向上等を図る観点から、既に財務規定のみを適用している事業を含め、地方公営企業法の規定の全部を適用することについて検討することが望ましい。

(2) 公営企業会計適用の取組状況等の調査・公表

総務省では、引き続き、毎年度、公営企業会計適用の取組状況等について調査を行い、その結果を公表する予定である。

(3) 公営企業制度のあり方の検討

総務省においては、公営企業を取り巻く経営環境の変化や、中・長期的な課題

等への対応を適切に行うため、各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大や、抜本的な改革の更なる推進方策、経営戦略に基づく財政マネジメントの強化方策等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について、検討を行うこととしている。